

発議案第6号

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について

上記議案を別紙のとおり、君津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年9月27日

提出者	君津市議会議員	野上慎治
賛成者	同	奈良輪政五
	同	保坂好一
	同	松本裕次郎

君津市議会議長 小倉靖幸 様

提案理由

男女がともに活躍できる社会実現のため、国に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を提出するものである。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実である。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められていないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられている。

夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入に関し、1996年(平成8年)2月の法制審議会が答申を出してから28年が経過している。2018年(平成30年)3月の衆議院法務委員会において、法務省民事局長が、夫婦同姓制を採用している国は日本以外にはない旨を答弁し、また2021年(令和3年)4月の同委員会において法務大臣が仮に選択的夫婦別姓制度が導入された場合でも戸籍の機能や重要性は変わらない旨答弁している。

さらに、最高裁判所は、2015年(平成27年)の判決や2021年(令和3年)の決定で夫婦同姓規定を示す民法第750条を合憲としたが、これらの判断は、同制度の導入を否定したものではなく、夫婦の姓に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」として、国会での議論を促したものである。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては、男女とも生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから婚姻を迎えるケースが多いため、改姓時に必要な事務手続きに手間や費用がかかる。また、戸籍姓でキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくない。選択的夫婦別姓の導入は、夫婦は同じ姓を名乗るという現在の制度に加えて、希望する夫婦が結婚後にそれぞれの結婚前の姓を名乗ることも認めるというものである。法的根拠のある生まれ持った氏名でキャリアを継続できることから、「女性活躍」の推進にも寄与すると考えられる。

よって、国会及び政府においては、男女が共に活躍できる社会実現のためにも、選択的夫婦別姓を法制化することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

君津市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

あて